

「特殊詐欺被害を防ぐ地域モデル検証事業」業務委託 仕様書

1 事業の目的

近年、高齢者を中心にした特殊詐欺被害が増加し、深刻な状況が継続している。そこで、地域が一丸となって特殊詐欺被害を防止するモデル地区を設定して、被害防止のポイントに応じた集中的な被害防止策を講じ、警察とも連携した重層的な地域の見守り活動による特殊詐欺被害をゼロにするための方策を検証・発信する。

モデル地区での取組にあたっては、既存の地域ネットワークを有する当該地区の社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に事業実施を委託するとともに、モデル地区を有する市町村における見守り体制づくりを支援する。

2 地区社協が実施する委託事業

モデル地区以外の地域でも実現及び継続可能な取組を検証するため、既存の体制・資源を活用した取組とし、地域住民の見守り体制を構築している地区社協に事業実施を委託する。

（1）事業実施体制の構築

地区社協が有する福祉・防災等、既存の地域ネットワークを活用することを基本とするが、特殊詐欺防止の観点から、市町村消費者行政・警察・金融機関など、特殊詐欺の防止に関わる他の地域資源を加えたネットワークに強化し、モデル事業の実施計画から進捗管理、成果検証までを行う。

（2）被害防止の各ポイントでのモデル的な取組の実施

ネットワークでの取組方針・連携方策をもとに、これまで特殊詐欺の防止事例のあるポイントごとに、モデル的な取組を実施する。

（3）事業評価を踏まえた報告書の作成

アンケート実施等による結果を踏まえ、事業評価を行い、モデル事業の事業報告書を作成すること。

【成果品】

モデル地区での取組内容・結果・評価等を記載した事業報告書

（A4版20ページ程度、50部及び事業報告書・使用資料等の電子データ一式）

（4）地区社協への委託料

委託料は、金※※※※円（うち消費税及び地方消費税の額※※円）を上限とし、経費は事業評価・報告書作成委託、広報・啓発資料の作成、物品購入（備品は除く）、手数料、地区内勉強会の講師謝金・旅費、事務費、人件費などとし、経常的な経費は除く。

3 委託契約期間

契約締結の日から平成29年2月28日までとする。

4 事業成果の報告

モデル事業が全て完了したときは、10日以内に実施報告書を提出すること。

また、実施した事業については、委託年度内に関係者を中心に報告会を開催し課題や改善策を議論すること。

5 その他

この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは定めのない事項については両者協議のうえ決定する。